

青森大学自己点検・評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第1条の目的及び社会的使命の達成に向けて、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うために、本学に自己・点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 点検項目に関する事
- (2) 評価方法に関する事
- (3) 学部間の評価の調整に関する事
- (4) 点検・評価の報告書の取扱いに関する事
- (5) 点検・評価結果の公表に関する事
- (6) 理事長から特に指示があった事項
- (7) その他点検・評価に関する事

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長、学部長、研究科長
 - (2) 教務部長、学生部長、図書館長、総合研究所長
 - (3) 法人本部長、事務総局長、事務局長
 - (4) 各学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから学長が指名する各学科2名以内の教員
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、学長とする。
 - 4 副委員長は、学長が命ずる。
 - 5 委員会の下に、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(召集と議長)

第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長が不在のときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(定足数)

第5条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第8条 委員長は、議事録を作成し、理事長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局が処理する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。